

都市計画施設等の区域内における建築許可

本事務室管内（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町並びに千早赤阪村）では、都市活動を支える重要な基盤として、都市計画施設等の整備を推進しているところでは、これと合わせて、近年の社会状況の変化を踏まえ、土地の有効利用を図る観点から、都市計画事業に支障にならない範囲で、3階建てまで建てられるよう建築制限の緩和運用を図っています。

都市計画施設等の区域内における建築許可に関する取扱

（許可の方針）

市町村長は、法第53条第1項に規定する許可の申請があった場合において、申請に係る建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであって円滑な都市計画事業を施行する上で支障を及ぼすおそれがないと認める場合は、その許可を行うことができるものとする。

- （1） 階数が3以下の建築物であり、かつ、地階を有しないこと。
- （2） 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- （3） 建築物が区域の内外にわたる場合、区域内の部分を容易に分離できる等、設計上の配慮がなされていること。

建築許可に関するお知らせ

- 都市計画施設等の将来における事業の円滑な施行を確保する観点から、これらの施設等の区域内における建築物の建築にあたり、許可申請をして頂いております。
- 都市計画施設等の区域は大阪府総合計画課や、本事務室管内市町村の都市計画担当課に都市計画図を備えております。
- 市街化区域については、本事務室が許可の窓口となりますが、富田林市、河内長野市並びに大阪狭山市の市街化調整区域についてはそれぞれの市の都市計画担当課が許可の窓口となり、太子町、河南町並びに千早赤阪村の市街化調整区域については、大阪府審査指導課が許可の窓口となりますので、ご注意ください。